

平成18年第二回都民の食の安心推進協議会 議事録

平成18年11月7日(火)10時~12時

東京都庁第一本庁舎 25階 117会議室

事務局(大川): それでは、平成 18 年度第二回都民の食の安心推進協議会を開会させていただきます。私は、農林水産部食料安全室長の大川でございます。本日、司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会にあたりまして、農林水産部長の大村から一言ご挨拶申し上げます。

大村部長: おはようございます。農林水産部長の大村でございます。今日は第二回都民の食の安心推進協議会ということで、お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

この協議会でいろいろ検討していただきました食育推進計画につきましては、おかげ様で9月にとりまとめることができ、公表したところでございます。現在、印刷、製本しておりますので、本ができ次第お送りしたいというふうに思います。いろいろな貴重なご意見をいただいた中で、非常に東京らしい推進計画になった形に考えてございます。これからもよろしくお願いいたします。

また併せまして、今回、この制度ができて3年目になるところでございます。そういう意味ではちょうど登録の切り替えにもなると。一方その3年間の間に、いろいろな制度が後からできてきた面がございます。一方で、この3年間の間に、ずいぶんいろいろな食品に対する国民の関心の高まり、また安全・安心の面でもいろいろ興味が高まってきた面もございます。そういう中でこの制度を今後どうするかというようなこともございますので、今日いろいろご意見を賜りまして、そして都民のためになる安全な食品についてはどうしたらいいかというようなことでご協力いただければと思います。

そういう意味で、今年度が制度のリニューアルについて最初のご意見をいただくわけでございますけれども、必要によってこれからもまたご意見をいただいて、制度として新年度にリニューアルしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

いろんな意味で、都民の安全・安心の食に関する関心が高まっている中でございますので、この制度も含めましていろんな面で忌憚のないご意見をいただきたいというふうに思っております。

新しく委員に就任された方も含めまして、また改めましてご協力、指導いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。今日は一つ、よろしくお願いいたします。

事務局(大川): 申し訳ございません。部長はちょっと所用がございまして、ご挨拶だけ

ということで席を外させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日のスケジュールと配布をした資料のご確認をさせていただきます。本日、会議の方、10時から12時ということで2時間でございます。効率的に議論の方、進めていただければ大変ありがたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

資料でございますけれども、4種類ございます。まずこちら、本日の次第、名簿、座席表を綴じたものが表にございます。それから資料の1といたしまして、「平成18年度第二回登録審査会概要」ということで1枚ございます。それから資料2といたしましてA4の横でございますけれども、「生産情報提供食品事業者登録制度・登録状況」ということで1枚ございます。それから資料3、ホチキスで綴じたものでございますけれども、「生産情報提供食品事業者登録制度の展開方向」についてということでございます。資料の方は以上でございますので、ご確認をいただきたいというふうに思います。

それから本日は議事録の作成ということでございまして、録音をさせていただいてございます。ご発言をいただく場合には、どうぞマイクをお使いいただくように、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

続きまして、本日、新しい委員の方を2名お願いしてございます。ご紹介をさせていただきます。まず経済エッセイストの秋岡委員でございます。

秋岡委員：秋岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（大川）：続きまして、東京都農業経営者クラブ、会長の伊藤委員でございます。

伊藤委員：どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（大川）：どうぞよろしくお願いいたします。また本日、小幡委員、ご欠席ということでございます。それから山下委員、ご欠席ということでございますけれども、森永様に代理ということでご出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれからの進行を、座長の野見山先生の方をお願いしたいと思います。先生、どうぞよろしくお願いいたします。

座長（野見山委員）：皆さん、おはようございます。座長の野見山でございます。では次

第に従いまして、事務局で平成 18 年度「第二回審査会及び登録決定事業者」について、事務局からご報告をお願いします。

事務局(武田): それでは説明させていただきます。お手元に配布しました資料 1「平成 18 年度 第二回登録審査会概要」をご覧ください。東京都では随時、登録申請を受け付けておりますけれども、審査会は年に 4 回となっております。今年度の第二回の審査会を 8 月 28 日に開催いたしましたので、概要をご報告いたします。

申請の受付期間は平成 18 年 5 月 16 日～ 8 月 4 日で、今回の申請審査件数につきましては 18 件でございました。審査の結果、現在 17 件については既に登録決定しておりますけれども、1 件につきましては生産履歴の記帳ですとか保管、情報管理の仕組みについては問題がなかったのですけれども、商品のラベルの表示内容について一部、委員の方から指摘がございまして、現在登録が保留となっております。表示について一部表現を修正後、登録を予定しております。

それから登録決定いたしました 17 件のうち 1 件につきましては、既に登録している事業者による食品の追加登録ということでございましたので、新規に登録した事業者としては 16 件でございました。それから新規登録事業者数 34 とありますけれども、これは 1 申請であってもグループで申請されていることから、今回登録決定した 16 件の申請の中に登録事業者数としては 34 件の事業者さんがいらしたということでございます。それから今回登録決定いたしました食品は、米、野菜、果樹など全部で 27 品目新規に登録いたしました。

審査会で出されました主な意見としましては、先ほど登録保留の事業者について説明いたしましたけれども、こちらに記載してありますような表示に関する指摘がございましたので、登録については表示の改善後に行う方針でございます。それから今回の審査会で初めてなんですけれども、都立の農業高等学校から申請を受け付けいたしました。それで食品事業者ということではないんですけれども、登録制度では都内に流通する全食品を登録対象としております。また、授業で栽培した農産物について、生産履歴を付けて販売していきこうという試みに対して、登録制度に参加していただくことで、高校生の皆さんにこの制度を知っていただくにはよい機会になるのではないかとということで登録決定いたしております。資料 1 については以上でございます。

それから続きまして、資料 2 の「生産情報提供食品事業者登録制度 登録状況」につい

で続けて説明させていただきたいと思います。まず登録数の件数という部分ですけれども、現在登録件数が 213、事業者数が 836 件となっております。登録件数と事業者数が違うのは、先ほども少し説明いたしましたけれども、出荷組合などグループで申請される場合があるためでございます。例えば農協などが 10 件の農家を取りまとめて申請されて、それで生産情報についても事務局として農協が取りまとめて消費者からの問い合わせにお答えになるといった場合がございます。こうした場合、個人の農家まで生産情報は確認できるのですけれども、登録件数は 1、事業者数は 10 という、そういった数え方をしております。

それから実質事業者数 1583 とありますけれども、これは生産者の方が共同選果場などで選別して共同出荷してらっしゃるケースがございます。そうした場合、複数の生産者の情報が混ざってしまうということもございまして、生産情報としては一つしかないのに、事業者数としては 1 としてカウントしているんですけれども、実際登録制度に参加している事業者は何人ぐらいいらっしゃるのかというそういった部分も見るとということで、1583 事業者の方が現在この制度に参加していらっしゃるということになります。

それから業態別登録数という部分ですけれども、全部で 836 の中で農業生産者が 702 というので、非常に多くなっております。農業者の場合、グループ申請されるケースが多いということと、それと上の備考欄にも書いてございますけれども、登録制度では全農安心システムですとか、いばらき農産物ネットカタログと協定を結んでおりまして、これらに登録している農業者の方については審査の一部を省略して東京都の制度に載ることができるというふうにしていることから、このように農業者の登録数が非常に多くなっております。

それから畜産の部分ですけれども、現在 18 というので、養鶏ですとか養豚などが含まれております。それから漁業が 1、食品製造が 19、その他、これは先ほどちょっと説明いたしました農業高等学校が 1 となっております。それから流通販売業者につきましては、卸売業が 24、小売業が 71 というふうになっております。

それから都道府県別の登録状況事業者数でございますけれども、関東地域が 685 というので非常に多くなっておりまして、都内の登録事業者についてはそのうち 180 というのでございます。それから茨城については、ネットカタログの登録事業者さんが多く入っていらっしゃるということで 381 と大きくなっております。資料 2 については以上でございます。

座長(野見山委員): ありがとうございます。今の事務局の報告について、何かご質問はありますか？

池山委員: 保留になった卵についてですけれども、ここに書いてあることをもう少し詳しくご説明していただきたいのですが。これはマイナスイオンを補給して育った鶏から生まれた卵ということで、「マイナスイオンを補給して育った鶏から生まれた卵」というのが割と差別的で、それが何か効果があるというのを、証明できるかどうかということをやんと調査をして、表示にそういう表示がある場合はどうなのかということじゃないかと思えますけれども、「マイナスイオンを補給して育った鶏」という優位性というのが証明できるのかどうかというのがよく分からないので。ちょっとその辺詳しくご説明いただきたいと思えます。

事務局(武田): はい。実はこの申請を出していらした事業者さんにつきましては、審査会で表示も併せて確認させていただいております。その際に、マイナスイオンについての表記ですけれども、やはりそれが卵に影響するのかどうか、科学的な根拠があるのかどうかといった部分がありまして、これは景品表示法に触れることがあるものですから、私どもの制度につきましては法律遵守というのが前提でございますので、そういった部分につきましては確認をさせていただいております。それで、こちらの業者さんからは、その部分については削除していきたいというふうに聞いております。

以上でございます。

座長(野見山委員): よろしいですか。他にございますか？はい、ありがとうございます。

では、協議事項に移りたいと思えます。先ほどの大村部長の挨拶にもありましたが、今年度は食の安心登録制度が発足して3年目となります。この制度が、発足した当初は他に類を見ない制度であったと思えますが、3年経ってみますと、食の安全、安心を取り巻く状況は大きく変化して、国では農産物の生産情報公表JASというのがスタートしていますし、他の県においては農産物の生産情報提供の制度が次々に発足しております。また、企業においても、GAPと言われる生産・流通・販売が一体となった取組みが行われて、現実はずいスピードで進んでいるわけです。

こうした中で東京都の食の安心登録制度についても、より意義のあるものにリニューアルしていく必要があるのではないかとということで、前回の委員会では委員の皆さまから制度の改善について自由にご意見をいただきました。今回皆さんの意見を踏まえて、登録制度の新しい展開方法について事務局より案を提出していただきましたので、それについて検討を進めていきたいというのが、今日の委員会の大きな柱でございます。

それではまず事務局より、資料の説明をお願いします。

事務局(鈴木): 食料安全室の鈴木と申します。資料3の方になりますので、そちらの方をご覧ください。座って説明させていただきます。

ただいま座長の方からお話がありましたように、昨年から委員の皆さま方にはこの登録制度についていろいろなご提案等をいただいております。それを踏まえまして今回、事務局の方で、3年目になって登録制度も最初の登録事業者の更新ということになりますので、それに合わせて多少方向転換を図っていくべきじゃないかということで、まとめさせていただいたのが資料3になります。

まず11ページ目、一番最後なのですが、参考として経過と現在の登録状況を簡単にまとめてございます。経過の方なのですが、この制度は16年4月から開始しています。今、先生の方からお話がありましたように、その後いろいろなJAS、あるいは原産地表示等もスタートしております、だいぶ状況も変わってきたかなというのが一つにはございます。

それからもう一つは登録状況なのですが、今実際にスタートして2年半なのですが、食品としては現在558、野菜類が多いんですけども、このような内訳になっています。事業者数につきましては、先ほど説明があったとおりです。それから、よくお店でものが見えないというご意見もたくさんあげられていたのですが、食品数に加えて登録マークの使用率も6割程度ということが今現在の状況でございます。

それで2ページに戻っていただきまして、3ページの上にチャート図のようなものが書いてございますけれども、この登録制度といいますのは、スタート当初に「事業者登録制度」というふうになっておりますように、各食品の事業者が情報を提供するということによって消費者とのリスクコミュニケーションを図っていこうということを主眼に作った制度でありまして、その情報提供の対象となるものとして生産情報の提供食品があるという、そのような構造になっておりました。ですので、この生産情報というのは、それぞれの事

業者においての情報が生産情報ということでありまして、今はよく食品が例えば農産物でありましたら、畑でどういうふうになられたかというのが一般的に農産物の生産情報という考え方になっているかと思いますが、この制度はそれぞれの事業者の方が生産情報を持っている、例えば途中の流通業者さんの生産情報というのは、いつそれを仕入れて、いつどのように出荷したかというのが生産情報で、それを提供するということによって消費者との間のリスクコミュニケーションを図っていきこうと、そういう視点がございました。

ところが、前回いろいろお話を聞いて意見が出てきましたように、実際にはなかなか登録商品としてのマークがついたものが店で目に見えないじゃないかというお話がございまして、ここで少し生産情報を提供している食品というものにももう少し着目したような形にシフトしていったらいいのではないかということで、大きくは考えております。

2ページ目の下の方に表でちょっと示しましたが、目的というのは変わらないのですが、強いて言えば、現在はただいま申しましたように、食品の生産・加工・流通それぞれの段階での情報を消費者に届けて情報交換、それでリスクコミュニケーションを図って食品の安心の確保を図るということをメインに続けられていましたが、これを都内に出回っている食品が全て何らかの格好で生産履歴を明らかにしている、そういう状況をめざしましょうという方を強調していったらいいかということなのです。

従いまして、登録の対象についても今までは事業者の登録が主ということでしたが、これを食品の登録を主とし、当然事業者の登録も付随しているのですが、視点は「食品」というふうに少しシフトしていったらいいかということがございます。従ってその食品についても、今まではその食品が登録された食品かどうかの表示義務というのはなかったのですが、これを何らかの格好で必ず表示を明らかにしていただかないことには始まらないので、そういう表示義務もかけていったらいいかということがございます。

それから事業者さんにつきましては今までの考え方ですと、その事業者さんが扱っている範囲内の情報を提供すればいいということですので、あくまでその事業者さんが扱っている仕入れから出荷までの情報が対象ということでしたが、食品ということに着目しますと、どういうふうになられたかということが、その食品について分かるということを中心にするかと思っております。それでその生産者以外の業者さんにつきましては、今までは、仕入れから出荷まで自分たちがどのように扱ったかという情報の提供というのが生産情報としてあるのと同時に、どのように生産されたかという情報も引き継いでくださいという、二重の情報があったのですが、これを、登録する業者さんにつきましては、そ

の生産物がどのように作られたかという生産情報を引き継いでいってもらうことを主にしていたらいかかと。そういうことが今回のシフトの大きな方向かと思えます。

それで3ページ目の下の方に「今後」というチャート図がありましたが、食品につきましては右側の近くなのですが、JAS、それから他県が産地ブランドとして取り組んでおります。それからスーパー等がプライベートブランドに取り組んでおります。東京都の場合については、まだそういうものに取り組んでいない食品についてもどんどん生産情報を提供していくという取組みを進めていっていただいて、都内で流通販売される全ての食品が何らかの形で生産情報を提供している状況を作っていくということを食べの安心の確保につなげていくと、そういう考えになるかと思えます。これが今までと今後ということで、それほど違いはないかと思うのですが、考え方を少しシフトさせていくということになるかと思ひまして、ここにお示しいたしました。

それで次の4ページ目なのですが、そういう原点に立った場合に、今後具体的にどういうふうにしていくかということを中心にまとめました。まずはこれも委員の先生からご指摘がございましたように、登録食品の数が少ないのではないかとございます。これは地道に積極的に登録を進めていくという他ないのですけれども、一つは今の登録制度につきまして、少し制度の簡素化といいますが、いろんな情報提供項目があるのですけれども、他の制度の情報提供の項目等をいろいろ比較しまして多少整理できる部分もあるのではないかと、もう少し制度を簡素化していくことを考えていってはどうかということが一つです。

それからこの制度は都内の事業者さんに限ったものではないのですけれども、そうはいってもちょっと東京都で進めている割に、都内の生産事業者さんの登録が少ないのではないかと、この辺についてもう少ししてこ入れをできないかということで、例えば農業者の皆さんからはちゃんと情報を提供できる状況にあるのだけれども、それを電話がかかってきた時にいちいち教えるとか、そういうことはなかなか難しいと、そういうお話もありまして、本来ですとそれを例えば農協さんとかが窓口になって進めていくというのが最終的にはいい方向だと思うのですけれども、それまでの間は東京都が一元的に、東京都の生産者の部分についてはここにアクセスすれば全部分かりますよといったような、そういったシステムの検討もして、都内生産者には何らかの支援策を作っていく必要があるのではないかと、ということでお示ししました。

それから、二番目は生産情報の質の向上ということですが、今までの生産情報というの

は自分が扱った部分だけでいいということになっておりますので、例えば種苗とか畜畜、にわたりの場合は雑で導入するのですが、その場合は、ここから仕入れましたということだけで良く、その生産情報の内容については提供する義務はないということでしたが、食品ということに着目しますと、やはりその部分についても、今は大体生産情報と一緒に仕入れられていますので、そこについても生産者としての情報というところにまとめていけないかということでございます。

それからもう一つは、加工食品の登録要件ですが、今までは原材料の内容については何も問われておりませんで、加工食品の原材料がいつどこからどういうふうに仕入れられたかというところからスタートになっているわけですが、それを原産地表示と同じような考えになるかと思うのですが、少なくとも重量で半分以上の原材料については生産情報が分かったものを使っていると、そういうものについて、加工品の生産情報提供食品にしていってはどうかということでございます。

それから三番目はもう少し幅を拡大ということで、この制度の当初は水産物は対象でなくて、スタートしてすぐに水産物を入れたのですが、外食の部分が未だに対象になってないわけで、これも今では、外食についても原産地表示のガイドラインということが進んできましたので、さらに一歩進めてこれを原産地表示だけでなく生産情報の提供まで進め、対象にしていってはいかがかということでございます。この場合、例えば何とか定食というものの全ての原材料について必要ということはなかなか難しいので、これもガイドラインに準じて主とした原材料というものについて生産情報が提供されていればいいというふうに考えていってはいかがかということでございます。

それから二番目は、流通・販売事業者さんへの展開推進ということでございますが、今まではそれぞれの事業者さんが取り組んでいただければいいですよということで、個別に事業者登録ということをやっていたのですが、食品に着目しますと、例えば生産段階の方がこういうのをして登録しますといった場合に、ではその食品が生産者の方からどこへどういうふうに流通しているのか、流通先、販売先というところまで聞いて、流通業者さん、販売業者さんまでつながるような形、そういう取組みも進めていきたい。あるいは販売業者さん、先ほどの外食業者さんが分かれば、今度は川下から川上の方へ向かっていくような取組みも併せて進めていってはいかがかということでございます。

それから四番目は、こうした登録制度の支援をさらに強化していこうということで、消費者との交流の支援とか事業のPR活動、こういう取組みを強化していく必要があるかと

ということでございます。それで右側の方の図なのですが、これは消費者と生産者との顔の見える関係づくりといういくつかの項目の中で、まずは生産者情報の公開というのがあるわけで、この具体的な事業として今登録制度というのを設けたのですが、これだけに限らず、そこに関連したような事業を一体的に進めていかないとなかなかこの登録制度事業自体もうまく進んでいかないということで、ここにお示したようなものも含めて、今後登録制度の推進を図っていけばよろしいかということでお示したものです。

それで6ページ目以降が、今の具体的な取組みというのは必ずしも登録制度の中の問題だけではないのですけれども、これを登録制度に関連する部分、つまりこの登録制度というのは要領に基づいて行っていますので、その要領を多少変更していかなくてはならないようなポイントということで、登録制度の改善ということで挙げさせていただいています。

基本的な考え方というのは、食品登録という部分をもう少し強調していったほうがいいかということでございます。それで現行の生産情報というのは各段階で生産情報ということにしているのですが、今後の生産情報というのは、食品の生産部分に限って生産情報と言った方が混乱がないのではないかと、それ以降の事業者さんについては、生産情報をきちんと引き継いでいただくということに協力していただける事業者さんが登録事業者さんですよという位置付けにははいかがでしょうかということでございます。

それから二番目は表示項目の部分ですが、登録制度に乗るということによって変わってくる部分だけを義務付けて、それ以外の部分については他の制度があるわけで、そういう部分についてはダブらないようにするというので、これは要するに識別記号、問い合わせ先というものがポイントですので、この義務付けと「東京都生産情報提供食品」と記すということなのですけれども、この部分を何らかの格好で表示していただかないと、やっぱり目に見えないということではどうにもなりませんので、そういう連携を図ってはいかがでしょうかということでございます。

今までは「マーク等をつけてください」というのがありましたが、流通の段階でマークを箱にじかにまたさらに印刷するとか、またつけるというのは大変だという話がありました。次の事業者さんに分かればいいわけですから、特にじか貼りにこだわらなくてもいいだろうということが一つ。それからマークを刷り込むのと文字を刷り込むのでは、伝票の作成上かなり違うだろうということで、マークはもちろんよろしいのですけれども、文字でもいいから、はっきり記していただくということをお願いできないかということです。

それから三番目は項目の整理ということで、今までこれを作っていくにあたっていろいろ

ろご検討いただいたのがございます。それぞれ農産物・畜産物・水産物とございまして、左側が今、情報提供すべき項目ということで定められているものです。それで右側には今後はこんな程度ではいかがかということで、「いつ」「どこで」「誰が」「どのように」生産したのかということが分かれば、その食品としての生産情報を提供していると考えてよろしいのではないかとということで整理したものを例として挙げさせていただいております。

それから9ページ目に加工食品の扱いということがございまして、ここが先ほどありましたように、「充実」というふうになるのかもしれないような、今左側の現行につきまして、原材料名を挙げていただいて、それぞれの「仕入元」「いつ」「どこから」「どれだけ仕入れたのか」ということと、「いつ」「どこへ」「どれだけ出したのか」ということが生産情報としたのですが、ここが一番考え方が変わってしまうのだと思うのですが。これについても、原材料の生産に関わる生産情報の内容というものをつかんでおいていただくということが必要というふうになりますと、例えば重量比50%以上のものについては、そういう原材料を使っているということで加工食品を扱っていいとはいかがかということでございます。

それから五番目が外食産業への制度導入ということで、これも原産地表示ガイドラインに、例えば主な原材料を例としてありますけれども、メニュー名、それからこだわった原材料については原産地表示してはいかがですかというガイドラインがあるので、そういうものを対象にしてその原材料について生産情報提供食品を扱っている場合は、生産事業者さんも登録していいとはいかがかということでございます。

それから10ページ目は流通・販売業者への展開推進ということで、先ほど申し上げたとおり、食品の流れとして残していくような取組みをしていけないかということでございます。

「その他」については、事務的なことなのですが記載させていただきました。

今後、見直しをして簡素化、より分かりやすい制度にこういう試案で改善していったらいかがかということで、まとめさせていただきました。以上でございます。

座長(野見山委員): ありがとうございます。今、事務局から資料3に基づき、制度の新たな展開方向について、事務局案についてご説明いただきました。では残された時間、この資料3について委員の皆さまからご意見をいただきますが、順番としては資料3の表紙に書いてある目次、順番にご意見をいただきます。

まず最初に、「生産情報提供食品事業者登録制度の展開方向」という、ページ数で言うと2ページと3ページという、この制度の全体の大きな枠組みについてのご質問、ご意見がありましたらどうぞ出してください。

加藤委員：4ページの先ほどご説明がありました、1の(2)の「都内生産事業者への支援」というところで、先ほど

座長(野見山委員)：すみません。2ページ、3ページからお願いします。

加藤委員：じゃ、後で。すみません。

座長(野見山委員)：今、鈴木さんから、この制度、事業者登録制度というふうになっておりますけれど、それを「事業者登録」というところから「食品」というところに変えていくというのは大きな改善点なんですが、どうでしょうか。

はい、伊藤さん。

伊藤委員：私も登録事業者なんですが、やっぱりこれは当然じゃないかと思います。人から物という感じで、ぜひそういう方向に進めていただきたいと思います。この制度とはまた違いますけれど、農薬の履歴にしても、今買い入れる前の段階の履歴まで取られるみたいですので、やっぱりぜひそういう方向に進めていただきたいと思います。

座長(野見山委員)：ありがとうございました。他にございませんか？はい、遠藤さん。

遠藤委員：すみません、私、前回欠席しましたので、ちょっとピント外れのことを言うかもしれませんが。現行の、例えば加工食品の原料原産地表示義務もありますし、かなり表示については充実してきていると思うのですが、この新しい東京都の食品事業者登録制度が他とはここが違うというのを端的に言うとしたらどんなことなんでしょうか？

座長(野見山委員)：事務局、お願いします。

事務局(鈴木): この制度の現在の考え方というのが、特徴のある考え方だと思うのですが、けれども、今後、例えば食品ということにシフトいたしましても、他の制度と違いまして、全ての食品を対象として考えているわけです。ですから原産地表示というのは原産地表示ということで一つの制度ですし、生産情報公表JASというのはそれで一つだと。そういうことではなくて東京都の場合は、生産段階での内容が全て、都民がどんな形であっても食品を選択・購入する時に分かるようにしようということ。生産情報が全てについているのが当たり前という世の中に向かっていくようなその運動と言いますか、そういうものの核になればということになるかと思うのですが、ご質問の意味と違いますか？

遠藤委員: ここに「全て」というふうになっていますが、現行の事業者登録制度においても、今までだいぶ広げるのにご苦労されたと思うのですが、それを「全て」とできるという根拠というのは何かおありになるのでしょうか。法律のあるいは条令的に義務付けるとか、そういう意味のことなのでしょうか。

事務局(鈴木): いいえ。運動としてということで、全部が東京都の生産情報提供食品事業に乗るということではなくて、いろんな取組みがあるかと思うのですね。いろんなところで、いろんな皆さんの取組みがある。この登録制度をそれにかぶせたりそれを含めたりということではなくて、それはそれでよろしいと。それとは当然連携していくわけですが、そういう流れをさらに加速していくようにしようということと、そこに乗れないような部分の人たちがいれば、何らかの対応をしていくようなことが考えられないかということ。です。

例えば東京の生産者とかにつきましては、いろんな問題があげられていますので、それに対しては、生産情報が提供できるような事業も合わせて進めていけないかということ。です。

座長(野見山委員): 遠藤さん、よろしいですか？ 若干、私からも補足しますと、「全ての食品」といっても手を挙げた登録事業者、またそれを生産する食品という、そういう限定付きですよ。

遠藤委員: 義務というものではないということですか？

座長(野見山委員): そうです。よろしいですか。他にございませんか。

遠藤委員: すみません、度々。その場合この名称なんですが、全ての事業者を登録するのではなく心構えだとおっしゃっていましたが、名称についても同じ食品事業者登録制度という形がいいということなんでしょうか。

事務局(鈴木): あまり良くないとは思いますが、これでスタートしていますので、なかなかこれを変えるというところまでは難しいということがありまして、本当はこういう大変な名前じゃなくて、もっと通称名みたいな、もっと親しめるような形で事業を進めていければいいかなと思っております。この制度名については、このままということになるかと思うのですが。

座長(野見山委員): 他にございませんか? はい、森永さん。

森永代理: 3ページのところに今後の方向が書かれていますが、全ての食品が何らかの形で生産の情報が提供できる状態にしたいというお話で、右側に生産情報公表 JAS とか、産地ブランドとか P B ブランドとかありますが、その範疇にない食品に対してこの取組みで底上げをしたいということだったと思いたすが、今後どこを狙っていくのか方向性についてもう一度教えていただければと思います。

座長(野見山委員): 事務局、お願いします。

事務局(鈴木): おっしゃるとおりで、これは当初から幅広くスタートして、ターゲットについては前回もご指摘いただいているかと思いたす。それで今回につきましても、特段ターゲットを絞ってこういう制度にするということは考えておりませんで、こういう方向にしていかがかということで、それが決まりましたら、「戦略的」と言いましたらおかしいですがけれども、これを定着させていくために具体的に、ではどこから絞ってやっていくかというのはおっしゃるとおり必要なことと思いたす。ただ、今は先ず最初のターゲットはここにしようということは決めておりません。まだ決められていない状況ということでございます。

座長（野見山委員）：では、森永さん。

森永代理：私どもが取り組んでいる全農安心システムは、商品情報を生産地から加工・流通・販売先までということで、第三者による検査・審査結果の認証制度です。この取り組みは、市場流通でない直接販売の中で取り組んでいます。事務局からの説明の中で、商品情報をどこが責任を持って集約していくかというところは、新しい制度の中ではちょっと見えづらいかなと思いました。今回、話し合いを進めるということですが、販売側からも積み上げていかないと、なかなか生産側からだけだと店頭まで、なかなか一つの情報としては繋がるのが難しいのではないかなと思いました。

座長（野見山委員）：ご意見としていただきたいと思います。

では、もう少し具体的な取組みと展開方向について皆さんから、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。4ページ・5ページを含めてご質問があれば。加藤さん。どうぞ。

加藤委員：2ページ・3ページのところでまた一つ意見なんですけれども、16年からやっていてなかなか広まらないと。私も生産者の後継者の代表としてちょっと苦慮しているところなんですけれども、いろいろ実際の意見を聞いてみると、ちょっと言いにくいのですが、何が得になるのかなとか、まだその程度の認識なんです。先ほど、この題は堅いかなという話がありましたけれども、この題とマークを見て素直に安心してすぐ手が伸ばせる食品なんです。よみやすいイメージが打ち出せれば、生産者の方も履歴の方はかなり進んでいますので、それほど難しいことではないはずなんです。だからもう一押しでいけるんですけれども、例えばその「生産情報」だけでなく、「安心」というような言葉でも入ればまた違うのかなと思っています。非常にいいシステムだし、利用しない手はないと思うんですけれども、なかなか保守的なもので、今一歩踏み込んでいただけないというのが現状です。

それから4ページ、5ページのところなんです。1番の(2)で、先ほど「一元的に公開するシステム設置の検討や都の他制度との連携構築」とありましたけれども、都の連携構築するような他制度は、例えばどんなことを考えているのでしょうか。

事務局(鈴木):たとえば、農業の分野ですと特裁の制度というのがございます。この特別栽培農産物認証制度も同じようにやっていますが、これに取り組んでいる方で生産情報を提供するこのシステムに乗かっていただいているのはゼロだと思うのですよ。ですから、いろんな義務付けがございますよね、その辺を整理するとかすれば、今おっしゃったように全然たいした手間はないわけです。既に取り組んでいらっしゃるわけなので、それが何でそのままいかないかかと思っておりますので。

座長(野見山委員):加藤さん、よろしいですか。

加藤委員:はい。

座長(野見山委員):じゃ、吉森さん。

吉森委員:消費者の立場としましては、ものを見るわけですから、履歴というものがものについてくるというのは非常に目に見えます。人についていたり事業者についていたりしても、やはりお店に行くと看板があるよと言っても、ものはそれなしに動いていっちゃうので、そのもの一つ一つにつくということは、私は消費者の目に見えるという方向であると思います。別に、今までどうして?みたいな気持ちの方がどちらかという大きいんですね。ただ、ものに履歴がついていうことになると、事業者とも重なっちゃいますよね。同じものを扱っている事業者が一体どういう形でこれを登録していくんだろうみたいな、森永さんがここでおっしゃっていた、誰がその登録に責任を持つかということになるとは思うのですけれども、それが分からなくなっちゃいますよね。ですので、使いづらいと思うんですね。

座長(野見山委員):ありがとうございました。大西さん、その生産情報公表JASとかISO22000との違いなり、そういったものをこの制度に取り組めるものがあるのかどうか、もし何かご意見があればお願いします。

大西委員:私、質問しようかと思っていたのですが(笑)。このマークですね、これは登録されている事業者の食品につけるんですよね。ものについているんでしょう、これ。違

うんですか？ものについているんですよね。

事務局（鈴木）：そうです。ものについています。ですから、それはそれとしてあるんですよね。ですから新たに変わるわけではなくて、もともともものについている。それと同時にそれを扱う事業者さんには店とか、そういうところにも、そこが登録事業者さんだということによって二重に登録といえますか。

大西委員：私、おそらくもう1カ所かついてはいたはずだと思って。何か話がおかしくなってるなと思っているんですけれども。事業者を登録して、その事業者が扱う食品、これについているのであれば、食品を登録しようと事業者を登録しようと、結果として同じ格好になるんじゃないのということなんです。それなのにお店でどうして見ることができないのか。その原因をちょっと考えないといけないのではないかと思うんです。それはこの制度が、消費者はよく分かってないんじゃないのというのが一つあるんだろうと思うんです。

また、この登録する数が私も先ほどちょっと質問しようかなと思っていたのですが、3年間で事業者数千数百、件数としては200件ちょっとです。こう言っては失礼ですけど、大変少ないんです。これはなぜなのかということをもう1回議論する必要があるのではないかと思います。やはり宣伝する、そういう機能がどこか欠けているから、こうなっているんじゃないかなというふうに思うんです。だから商品を対象にしようと、事業者を対象にしようと、私はあまり大きな影響はないんじゃないかなというふうに思います。

先ほど先生の方からお話があったのですけれども、生産情報公表JAS、これはもちろん情報そのものは、その一番初めに生産した人がその情報を持っていて、そこから公開する制度でして、これを引き継ぎ、引き継ぎ、引き継ぎということで、引き継ぐ度にその生産情報公表JASのマークをつけてもいいよという制度になっているわけですよね。ついでにこれは情報が分かるんだなという話なんですけれども、正直言ってあまり普及していません。難しいんだろうと思います。

それから22000の話が出ましたが、22000はこの生産情報を公表するという部分というのは殆んどありません。この場合にはトレーサビリティだけです。トレーサビリティの中身を見ていくと7.9項なんですけれども、それは一歩手前と一歩後の情報のやり取りのと

ころだけ義務付けていますけれども、それから先にどうやって生産したかという情報の公開の義務は義務付けておりません。22000 の規格の上にはありません。ですから、22000 はちょっとこちらに置いといてお考えになっていいのかと。この東京都の制度は、生産情報公表 J A S の方と非常に似た仕組みかなというふうに思っています。

ちょっと参考にならないかもしれませんが。

座長(野見山委員): ありがとうございます。他にご意見、ありませんか。はい、池山さん。

池山委員: 私も前回欠席しておりますので、前回のここでの話というのはちょっと分からないんですけども。私も最終的に我々消費者が選択するためにマークというのができていて、それが要するにあまり見えないと。この食品、要するにもの、その一業者ではなくその食品にそのマークをもらうということになって、手を挙げて登録しても、要するにその登録したものに対して同じような登録する仕組みというのがあるわけですよ、それなりに。その辺のところは少し簡素化したり何かするという程度だと、私はものにするのとその元のやつとそんなに差が、消費者の立場から見るとよく見えないので、前のご議論のところまでこういう形になったというのは、もちろん参加していないものですから、大変無責任な物言いになって申し訳ないんですけど。今、ものになったらこうなるというのが、私もよく理解できていないというのが現状です。

座長: じゃ、大西さん。

大西委員: これ、生産情報を公表するわけですけども、公表するのは果たしか登録事業者が自分で公表することになっているはずですね。全部自分が情報を整えて、自分に問い合わせがあった時に答えなきゃいかんわけですよ。これは前にもご意見があったと思うんですけど、農業の方なんか冗談じゃないよと。畑に行っていてどうやって電話に出るんだよと、そういう話がありましたけれどね。やはりその事業者そのものが持っている情報を簡単にデータベースに入れることができ、そのデータベースは公できちんと東京都が管理をする。もちろんセキュリティの問題もありますので個人、個人が、その情報を管理するというのは大変なことなんです。ですから東京都が管理して、そこにアクセスをする。

事業者の情報も非常に簡単にそこで登録できる。そういう制度を考えないと、なかなかこれはうまくいかないんじゃないかというふうに思います。

データベースを構築するには、このぐらいの数だとどうってことないボリュームなわけですね。ですからこれが何万件、何十万件というふうな数になっていくとそれは大変になるかもしれませんが、今の段階ではおそらく東京都の中で簡単に東京都が持っているサーバーだけで情報が管理できるぐらいのボリュームであると思います。インターネットでしか入れないかもしれませんが、そこにアクセスすれば朝でも夜中でもいつでも情報がくるんだということになると、もうちょっと利用価値が増えるのかなと。今、やっぱり事業者が電話があった、ファックスがあった、答えてくださいというのは、それは難しい話だと思っています。

座長(野見山委員):今の点に関しては、4ページの登録食品の数を増加するための取組みとして、制度の簡素化と共に、都内の生産事業者に東京都がそういった公開情報システムを設置する可能性があればしたいという、そういったお話なわけですね。あと、ここでは新しく加工食品というのを組み込むということと、外食産業にもウイングを広げて対象事業者として取り込んでいこうということも盛り込んでありますが、この辺はどうでしょうか。流通販売業者の代表の方、泉さん、尾池さん、どうでしょうか。

泉委員:我々の業界は殆んどまだ登録者がいないものですから、それは委員として出ている私の責任だと思いたすが、ずっと議論を聞いていて分からないのは、おっしゃることはよく分かるんですけど、何を武器にして増やすのかというのは何も見えないんですよ。お題目をいくらあげても、具体的にこれこれをするから増やしていくというのを見せない、もう何年もやってきて市場でも何度も何度も説明しているわけですから。むしろ今の市場の流れとしてはロット管理を少しずつ強めてきていまして、前回か前々回、私申し上げましたけれども、築地でアップルマンゴーの残留農薬の問題が出た時も、午後そこに着いたやつをもらって、翌日の11時には全て回収が済んだという事態があります。

よく私分からないのは、私どもの組合から上がってくる話は、一般の消費者の皆さんが何を求めているかということの議論が、少しこちらでレベルが高いのかどうか分かりませんが、その農家の皆さんが入れておられる農薬をいつ、どうやって使ったというのを、本当にアクセスしてほしいのかなと。我々に上がってくる声は、やっぱり安心して

買える食品だけ置いてくださいねというところなんですよね。となると、我々市場にいる人間からすると、ちょっと欠落しておられるようなんだけど、ロット管理をどうやって強めるかということをしなないと、例えば登録した業者に何かあった時にもロット管理が甘ければ、その生産者の方が出した商品を全部回収しなければいかんという問題があるわけですね。ロット管理がきちんとしていけば、そのロットだけで解決する。そのこの辺りをきちんと詰めておかないと、全体像はぱっとしたままで、しかし一方で本当に求められている安心・安全ということからどんどん遠のいてしまって、現在の農業従事者の方の年齢を考えた時に、はたしてこれ以上生産者の方に負担だけ強いて、しかも消費者が求めないものばかり積み上げて、どうするのかなという素朴な疑問があります。

市場としてはとにかく事が起こったら前回のアップルマンゴーのように、少なくとも半日で回収できる体制を取っていかうというのが一つの取組みではあるんですね。だから形としては少しずつこれの一部は担ってきているのかなという感じはしています。ただ、登録するかどうかということについては、先ほど伊藤さんですか、加藤さんですか、メリットの問題、それも流通業者だって同じことで、旗一つ立てさせるのも実は本当に大変なんです。しかもこの数では八百屋という商売の中で、とてもじゃないですけども登録しても数品目ばらばらと本当にマークのついているものがあるだけであれば、ちょっとやりづらいなという感じはいたします。

座長(野見山委員): ありがとうございます。尾池さん、何か。

尾池委員: 私の方もまだ2回の出席ということで、この制度についてまだ詳しくないんですけども。今、泉さんが言ったように、今度販売業者という立場ですと、大体食品スーパーでも品目数を見たら1万品目ぐらい扱っているわけですね。その中でこういった活動がされているわけですが、お客様からみて本当にそれってどこにあるの?という形になってしまうんですね。ですから、そういった意味では前回の時も言ったのですが、マークのシールをしっかりとつければ、シールの負担を登録事業者負担ではなく、一考していただきたいと思います。そういったことを前提にして、もっとその登録食品の数を増やす努力をしていただきたいなど。そういった中で今後、販売業者という立場から言うと、扱いをどう増やしていくかという感じになるのかなと思っております。以上でございます。

座長(野見山委員): ありがとうございます。あと、今まで発言がなかった加藤(桂)さ

ん、秋岡さん、何かありますか。では、加藤さん。

加藤（桂）委員：私も前回欠席しまして、よく見えない部分があるのですが、やはり今の話の中で消費者がどうかというのがやはりちょっと抜けているような気がしたんですね。やはり消費者というのは、例えばこのバックマークですか、ついているということは、それが裏づけとしてどのような状況でどういうふうに安全・安心に作られているんですよという認識が消費者の中にあれば、それを選ぶんですよ。ですから前のJASというのもずっとありますけれども、JASが初めの頃はそれを消費者に分からせるための勉強会というのをかなりしたそうなんです。それを何年もかけて。そしてそれが初めて消費者に認識された時に、買う時に裏を見て表示を見て、ああ、JASがついている。これはそれだけのラインを達しているものだなということを消費者が分かるようになると。それでかなり浸透したというふうに聞いておりますし、私どもの会のほうの、私が入らずと前なんです、そのJAS法の勉強会というのをかなり全国で展開したというのを聞いています。

ですからやはり消費者の方が、この制度をどういうふうに理解して、どういうふうにそれを認識して信用するかということだと思っんですね。ですからその辺も一応こういう議論の中に入れて、どういうふうに浸透させていくかということも含めていかないと、ただその事業者を増やす、商品を増やすだけでは増えないんじゃないかと。要するに消費者の方の要望があって初めて事業者の方も、ああ、これをつけようとかシールを貼っていこうということになるんだと思っんですね。ですからその辺も含めて考えていかないと、何かここで話しているだけで終わってしまうような気がします。以上です。

座長（野見山委員）：ありがとうございました。秋岡さん。

秋岡委員：すみません、初めてでよく分からないことが多いんですけども。一つは東京都さんの熱意はとてもよく分かるんですね。国がいろいろやっているけれども、やっぱり大都市東京としてはそれを上回るシステムを作りたいということは、とても気持ちはよく分かるんですけども、今お話も出ていたように難しいのが、「リスクコミュニケーション」と書いてあるんですけど今のところどちらかというと、他もそうですけど、生産者から消費者に対する一方的な伝達で、コミュニケーションというのは「いってこい」の関係

なので、消費者の方からの手応えがないというのがすごく問題になっていて、お肉のトレーサビリティなんかあのBSEの直後は結構ご覧になっている方は多かったのですが、今話を聞くと、あれだけ一生懸命すごく手間ひまかかっているんだけど、最近問い合わせも全然なくて、何か報われているのかなという声はたしかによく聞くんですね。

あとその消費者ということと言うと、特に東京はそうだと思いますけれど、今大きく言うと二つに分かれていて、とても勉強熱心な方でこういうのを一つ一つきちんとご覧になる方と、私の周りなんか割とズボラな人が多いので見たこともないし、あと逆に今一生懸命書いてくれているのはいいんだけど、農薬の例えば名前とかいろいろあってもそもそも知らないことがいっぱい書いてあるので、見てもよく分からないという人も正直いるんですね。その方向性として、詳しくもっとという人と、いや、ほどほどにしてもらった方が分かりやすいんだけどという声もなくはないです。

私の個人的な考えでは、この食の安心・安全というと、国レベルの取組みもずいぶん進んできているのでこういう時代になったので、実際やる気がある事業者さんというの、もう自分の方からきちんと情報開示をしたり、いろんなシステムをお作りになっていらっしゃるよ。それに国の制度が重なっているということで、その時にこの大都市東京が東京ならではのものを作るといった時に、どこが本当の東京らしさなのかという話はまた戻って、じゃ東京の消費者ってどうなんだということを1回きちんと、この元のところを確認しておくことが東京らしいここにある東京ブランドということなのかなと。その時に、私はいわゆる平均的な消費者の人が必要とするものは、おそらく国とか企業の努力でカバーをされてきて、東京の特徴というやっぱり国際都市であるとか、あと何年後かにはやっぱり地域コミュニティがあまりないところが多いので、おそらく単身の高齢者世帯みたいなものがとても多いのが東京の例えば消費者の特徴になるのではないかという時に、東京らしい食の安心・安全リスクコミュニケーションという時に、多分ここで想定されているのは日本語が分かる全く日本人ということだと思っただけなんですけれども、東京らしさであれば、どんな国の方が東京に住んでも安心して食品を選ぶような何かをやっていますよとか、もうすごく高齢で地域コミュニティがあれば助け合いができると思うんですけど、おそらく東京の場合は1人で暮らして1人でその日のものを買って行ってという、70歳とか80歳とかの方たちでも食品を選ぶ時に選びやすいとか、何かその東京らしさのちょっと工夫みたいなところをもう1回考えてみたら、特徴が出るのかなと。とりあえずそんな感想です。

あとはやはり生産者の方の負担が今とても大きくなりすぎているので、その辺りはちょっと考慮しないと、そこにばかり、よく勉強する時に計画ばかり立てるのに時間をかけてドリルをやらない子とかいますけど、何かそんな感じで本当のところにもっと時間を注いでいただけるようにしていくということが、本当の食の安心・安全なのではないかというふうに思っています。以上です。

座長(野見山委員): ありがとうございます。

続きまして、この最後の「登録制度上の改善」という部分、6ページから10ページまでの、もう少しちょっと具体的なその改善の中身がここでは提案されているわけですが、この中についてご質問、ご意見がありましたら出していただけますか。

では、大西さん。

大西委員: この3、4のところまで見てみますと、要するに情報を提供するわけなんですけど、先ほども申し上げましたように、今の事業者が自分でもって情報を提供するのだと限界があるんだろうと思うんですよ。これをデータベース化するということになると、データベースの仕組みですから、ここにある項目とか、何とかいう以前に、もう少しデータベースをどういう形でやるのかという問題があるので、これをデータベース化するのかしないのかでずいぶん話が違うんじゃないかなと思うんですよ。

例えばデータベース化した時に一番大事なものは、識別記号というんですか、識別子の問題なんです。識別子をどんな物品でも共通した識別子を持っていれば誰でも読み取れるし、読み取ったその識別子からデータベースの情報に入ることもできるわけなんです。これが今のところ、ものによっててんてんばらばらに識別子をつけている。まして自動読み取りが不可能な識別子がついている場合もある。今、物品で共通に使われているのはJANコードなんですけれども、JANコードはロット情報が入っておりません。品物と事業者とITFの場合入り数、そこまでしか分からないわけです。

これはやはり先ほどちょっと泉さんからもお話がありましたように、情報を適正に提供しようとする、どうしてもロットと結びつけていかないとどうしようもない話なんです。そのロットの情報、ロットと、今までのJANコードとかITFだとかを結びつけた識別子というものを考えていかなきゃならない。これは大変な標準化でして、今、食品業界で皆さん苦労しているものであると思います。

おそらくそうなるだろうと思うのは、以前、国際EAN協会というのがあったのですが、それがGS1という組織になりまして、そこがGTNというグローバル・トレード・アイテム・ナンバーというのと、GLNというグローバル・ロケーション・ナンバーという記号を普及させようとしているんですけども、やはりああいうもので識別していかないと難しいんだと思うんです。今ここで識別記号と簡単におっしゃいますけど、これはなかなか大変な問題ですね。識別子一つでも本当に難しいと思います。これができないとトレーサビリティもできません。

座長(野見山委員): ありがとうございます。ロットとその識別記号、番号に関しては、この委員会当初から相当に議論したように記憶しています。そういった議論を受けて現在のこの制度になっていると思いますが、新たにその食品の方にシフトするということになると、さらにこのロットの問題というのはいっそう重要になるという泉さん、大西さんのご意見だったかと思います。

他にございますか? じゃ、泉さん。

泉委員: 情報の中身なんです。我々小売業者、八百屋の世界でも農薬あるいはその肥料をいつどのくらいというところまでは正直なところ、とても出していただいても使いきれない。むしろいただきたいのは、最終散布がいつか。このロットについては、最終散布がいつされたかという一点だけでよろしいというふうに考えています。制度についてはですね。

なぜこんなことを申し上げるかということ、県名は出せませんけれども、4年か5年前にある県の部長さんが来られて、「泉さん、実はうちの特裁が慣行栽培と抜き打ちやったら、特裁の方が慣行栽培の2倍半出ちゃったんだよ」という話がありまして、聞いていたら最終散布をやってはならない出荷直前にかけてしまったという形で、本来だったら少ないはずの特別栽培の方がひどかったという例もありましたし、あと前の生文の時だったか、東京都で登録する出荷者がアウトくらって、しかも農薬法違反に問われたと。これも実は兼業農家を多く抱えておられて、最終散布の時期がばらばらだったために起こってしまった、本当に日本農業の縮図みたいに悲しい出来事だったわけですけども、要は真面目にやっている方を守るためには最終散布をいつやったかぐらいで実はいいんじゃないかと。我々は最近そういうふうに考えてきています。

消費者さんがどうか分かりませんが、多分我々ですらそうなんですから、栽培期間に何をどうしたなんて見たって買い物には間に合いませんし、チェックもできないし、ただ最終はいつだということとロットが管理されていれば、万が一の時も回収は楽だし答えは出やすいかなというふうに考えています。

座長（野見山委員）：ありがとうございます。他にございませんか。はい、池山さん。

池山委員：加工食品と外食産業への制度の導入ですけれども、ここに書いてあるぐらいのところだと、もう加工食品だ、外食産業だと積極的に取組んで、情報は提供できると思うんですね。私も外食産業の方にお話を聞きましたけれども、例に書いてあるようなことはやっていらっしゃるようです。ただ日々、外食産業ですから仕入れるものが若干の違いはあつたりしますけれども、比較的と思うんですけれど、こういう場合に加工食品にしても外食産業にしても、パッケンマークというのはイメージとしてどんな感じで表示をされるのでしょうか。加工食品なんかの場合、かえって印刷しちゃうとか何かでこの生産物なんかよりも、やるとなったらやりやすいのかなと。だからそっちの方からパッケンマーク、消費者に触れる機会が増えるかなと思います。外食産業なんかもその時のあれで、ちょっと店頭のところではぱっと貼ってもらったりというのは、比較的やりやすいんじゃないかなというふうにちょっと簡単に思っちゃうんですけど、そういう意味においては私はここに広げるということは賛成ですけれども。だからこれが具体的に双方共に、消費者にとっても産業の方にとっても、メリットになるような何かやり方とかイメージというのができるといいと思います。

座長（野見山委員）：はい、秋岡さん。

秋岡委員：すみません、ちょっと不勉強ですみません。これは生産情報が提供されているということで、例えば農薬の話だと1週間前にやったものも例えば3カ月前のものも、その情報がありますよというだけで、そこで何かふるいにかけてきたものだけついているというわけじゃないんですね？じゃ、ここはその判断は店頭でこのマークを見たら、まずは買わないで、連絡先を控えてきて電話をして確認して、買えるかどうかを決めて次に買うということになるわけですね。このマークを見ただけでは中身は分からないということ

ですね。そのスクリーニングしてあるわけじゃないわけですね？

事務局(鈴木): そうですね。あくまで、聞けば作り方を記録してある人だから教えてくれますよということですよね。

秋岡委員: じゃ携帯電話とかでちょっと電話してみるとかという感じの使い方になるわけですか？

事務局(鈴木): それは電話を受け付けるところでは、当然そうなります。

秋岡委員: 実際にこのマークを選んでいるわという方は、どういうふうにして選んでいるんですかね？ やっぱり手間ひまかけていて、このマークがついているから安心だというわけではないわけですよね。普通そういうイメージだとちょっと誤解していたんですけど、そうではないわけですね？

事務局(鈴木): そうですね。今までもそうなのですが、要するにこういう人たちは情報を隠したりしませんよ。みんな開示しますよという、それだけなので。

秋岡委員: その開示されている情報では、本物かどうかは時々抜き打ち検査を東京都がやるんですか？

事務局(鈴木): 情報提供の元となる記録がちゃんと行われているかどうかについてはやりませんが、例えば農薬を実際に使っているのに記録していないとかいうことは、当然分かりません。

秋岡委員: 分かりました。

伊藤委員: 私自身、登録事業者になったのが2年前のことで、この登録の状況、ちょっと忘れてきたのですが、実際、都の方には問い合わせはなかった。私は都の方でも受け付けてくれると勘違いしていたんですけど、都の方には今、そういう消費者から問い合わせがないというお話です。私自身はゼロリで取っているんですけど、ホームページを立ち

上げていますから、そちらの方のアクセスは非常に多いんですけど、個人的に消費者からの問い合わせは一切ないですね。今年の4月にちょうどNHKの『たべもの新世紀』の放送がありまして、その日1日はホームページのアクセスが600件ありまして、そのくらい消費者はそういう関心は強いんですけど、今も毎日20件くらいありますけど。私は実際に都の方へ問い合わせがあると勘違いしていました。自分のところへは一切来ないので、都の方にいっているという勘違いをしていて、大変失礼しました。

座長(野見山委員): ありがとうございます。はい、大西さん。

大西委員: 先ほどの審査の時、全く記録があるかないかだけをやっているんですか? この資料1の2のところである意味、こういうところは表示上おかしいんじゃないのという、その審査をやっておられるのでしょうか。

事務局(鈴木): 審査自体は、受付の時に品目について関連の法的な表示のチェックはしていますけれども、その後に現地調査というのをやっているわけです。つまり申請の時にはこういう帳簿でつけますよと申請していて、現地に行ったら実はそんな帳簿は全然つけていなかったとか、そういうことが無きにしも非ずということで、現地でちゃんとそういう体制になっているかどうかということで審査に行っています。

大西委員: そうすると記録の内容についての審査というのは、最初はやられるんですか、記録の内容については。

事務局(鈴木): 記録の内容と申しますと、例えば?

大西委員: 例えば遵法的にやられているのかどうかみたいな、そういう審査はやられないんですか?

事務局(鈴木): 記録すべては出さない、例として提出してもらおうようにしていますので、明らかに例として出してきたものが違法なものであれば、当然そこで認めることにならないと思います。

大西委員: このバックマークがついていると、一応その安心できる食品の審査をされ

ているんだと私は思ってたんですけど、そうじゃないんでしょうか？

事務局(鈴木)：そこまで踏み込んだ審査は行っていないと思います。

大西委員：すみません。そこをやっているんだと。

尾池委員：私、このマークがついている食品は安全・安心だと。ですから、そういった意味では販売業者としてはマークのついている商品は、お客さまに対して優位性のある商品として受け取っていたんですけども、先ほどの秋岡さんの質問でそうじゃないことが分かりまして、ちょっと認識をあらためたのですけれども。

事務局(大川)：すみません。制度の根幹みたいなことになっちゃって、信用できないみたいな話になっちゃってあれなんですけれども。この制度のスタートの時もそうだったかと思うのですけれども、このマークというか、この制度の意味合いはきちんと生産の情報を提供する事業者ですということです。ですから例えば極端な話、農薬を規定どおり使っていたとしても、たくさん使う方もいらっしゃればそうでない非常に控えめに使う方もいらっしゃると思いますけれども、それは制度の上ではどっちがどうということではなくて、それはきちっと自分が使った農薬なり何なり、生産の情報は伝えますというそういう事業者は我々も応援しましょうと。そういうことから始まっている制度ですので、そういう意味での例えば農薬の使用量が少ないから安心ですとかいう意味での安心さというものを提供しているものではないということですね。

座長(野見山委員)：はい、泉さん。

泉委員：私も大西さんと同じ、長くやって肝心なことが全然頭に入ってなかったんですけど。さっき各委員からも出たように、消費者の皆さんにとってこのマークがメリットがあるかないかというのは、やっぱり今安全ということ、安心ということだけだろうと思うんですね。ちょっと例が悪いんですけども、最近日本の農産物がたくさん中国に輸出されています。なぜかお分かりでしょうか。

日本の農産物は安全だから、彼ら金持ちは自国の危ないものを食いたくないから買って

いるんですよね。つい昨日も実はこの制度に乗っている熊本のある生産者、独立農業法人ですけど彼の講演会をうちの組合がしたんですが、彼は九州熊本でいっぱい野菜を作って香港に売っているんだそうです。生産JASの第一号認定者なんですが、それを貼っただけで香港では高く売れると。やっぱりそういうものが、既に国内じゃなくて海外で起こっちゃっているわけで、香港、上海、大連、北京辺りは日本の生産JASがついているだけで高く買ってくれるんだそうです。となればこの制度も、そういう意味で生産者の方はもう本当にめいっぱい苦労してやっておられるわけで、よほど頭のおかしい人じゃない限り、かつてのようなことは僕は起こらないと思うんですね。

ちょっと遠藤先生がおられるので言いづらいのですが、20年ぐらい前にやはり表示の問題が起きた時にNHKの番組で生産者の方が、「これ、市場に出すやつね。うち食べるのはこっち」と言って、明らかに農薬の使用が違うというのをテレビで喋ってしまって、それから我々はものすごく苦労したことがあるんですけども、もうおそらく私が知る限りそんな生産者の方はおられないし、ご自身の健康を考えれば今の中国のように、ちょうど30年ぐらい前の日本と同じで頭に手ぬぐいかぶってマスクしてこうやって撒いておられますけど、今そんな方はおられないわけですから、もしこの制度を改善しようとするならば消費者が求めている、生産者が求めている、流通業者が求めているというのがマーク貼ったら安心して買えるよというふうに東京都がお墨付きを与えてあげることなんだろうと思うんですね。そろそろそこに返らないと、なんべん議論しても数は増えない、メリットは起こらないということになっちゃうんじゃないかな。しかも生産者の方は報われない努力をただただ積み重ねるだけということになるような気がしますのでね、どうせお続けになるなら、そこまで踏み込まれた方がいいんじゃないかという気がします。

座長(野見山委員): 加藤さん。

加藤(桂)委員: 私、最初の時から泉さんと一緒にずっと関わってきていますけれども、たしか都民の安全・安心のためにできた制度だったはずなんですが、そして登録業者の審査の方を私たちは関わっておりませんが、最初の頃その報告を聞いた時には、かなり突っ込んでこの商品はちょっとおかしいよ。だから登録業者にしませんということもかなりあったように、私は報告を受けていますけれども、その当時と今とは変わってしまったんでしょうか。

事務局（大川）：審査の中身で変わっていることは全然ないのですけれども。

加藤（桂）委員：たしか最初の頃、要するに都民の安全・安心の委員会であって、このパッケンマークがついているということは、要するに登録業者になって、その方の例えば卵だったら卵、野菜で白菜だったら白菜というような形で登録しますよね。それに対して例えば健康食品、サプリとかいろんなものが入っていますね。そのサプリのあれでもそれはちょっとおかしいよというようなことは、たしか業者として認定していなかったと思うんですよ。ですからその辺で言えば、やはりある程度の線があって、安全・安心でないものは指定業者にはなれないとか、指定の食品にはなれないというようになっていたように思いますが、そこは違うんですか？ただ、要するに表示が生産履歴ができますよというだけではないというふうに、私は認識して今までできておりましたけれども、私の認識違いだったのでしょうか。

事務局（鈴木）：先ほど、ちょっと誤解があったかもしれませんが、登録するにあたって明らかに他の法律に違反しているようなものについては、当然、生産情報が記録されているからと言っても、他の法律でアウトなものについては当然はねます。それは、はねます。ところが、それを他の法律によってアウトであるかどうかの検査を現地に行って調査しているかといいますと、それはできない。しておりません。先ほどありましたように例として挙げてきたもの、あるいはたまたま見つけたものについては、当然それはいくらか生産情報を提供しているからといっても登録制度に合致するという話にはならないとしておりますが、全部の検査を行うということではできていないという、そういう意味です。

座長（野見山委員）：ちょっと座長の方で整理いたしますが、この制度の根幹に関わるいろいろな議論、ご質問がありますが、この資料をちょっと開いてください。5ページ、都の食品安全行政の取組みとしてこの下に体系が載っておりますけど、いろんな局が都民のための食品安全確保のためのいろんな対策を仕組んでおります。その中の一部として、産業労働局の中のリスクコミュニケーションを行うための制度として、この食の安心登録制度があるのです。ですからいくつもある中での一つで、「安心登録制度」と言っているのは、他の局でそういった食の安全に関してはしっかり監視していますよと。ですから都の内で流通する食品に関しては、基本的に安全であるということが前提であります。その中でい

わばトレーサビリティを含めて、しっかりその情報を生産者、メーカーが消費者に向けてそういった情報を発信するという業者は登録事業者として認定しますよということなんです。

あと、この制度は基本的に「安心」という名前でありますけど、安全・安心を含めた都民のための生産情報提供プロジェクト、その中の一つであるということが一点と、あとこの一番最後、149 ページに登録制度の仕組みが書いてありますが、都民への効果としての食品の選択基準になる一つ的手段として提供して、食の安心確保を行うということなんです。できた3年前はこういったトレーサビリティを含めて、それからメーカー側や生産者側から、その生産情報を積極的に公開し公表するということが非常に少なく稀であったわけです。それを東京都が支援するといった仕組みでの制度であったということです。

ただ、今、委員の方からご意見があったように、それを安心プラスアルファとして「安全」という部分にも入っていった方がいいといいんじゃないかというご意見がありました。それについても後々議論なり、この制度のリニューアルに関しては、議論の一つの方向かなという感じもします。他に意見はありませんか。

池山委員：私もこの制度を作る時に関わらせていただいた時に、安全・安心論議というのはたしか、それは起こしまして、私はこれはあくまで安全というもののその担保ではなく、やはりその当事はなかなかその生産情報を私たち消費者が作っているものが、どういう状態で作られていて、生産者がどなたでどういうふうに分かれてどうなのかというのが、なかなかオープンにならないと。そういう時に東京都がこういう制度を作って、生産者の方が私はこういうふうにしてますよと。消費者にやっぱりこういう履歴で作っていますよということをオープンにしてくださいというのは、私たちにとって安心であるというふうには私なんかは理解したんですね。ですから、とりあえずそのマークが付いているというのは、いつでも情報を知りたかったらちゃんとお知らせしますよというのを登録して、それで生産者が問い合わせに応じて答えると。だから別に見た人が、わざわざ知りたかったらそれは詳しく知ればいいし、とりあえずそういうことできちんとその生産者は消費者に対して、自分で作っているものに対しては情報をオープンにしてくれるよという、そういう生産者が作っているものであるということが私なんかはすごく大事だと思うんです。この制度というのはそういうスタートでオーケーではないかなというふうに考えています。

ただ、年月も経っておりますので、それだけでいいのかというのはこれからの議論で必

要だと思えますし。私が実は今日は審査会のところの意見を聞いたんですけども、やはり審査会で、やっぱり専門家の方が出されたものについてちゃんとご覧になって、これがちょっと出されてたしかに言われたとおりに書いてあるんだけれども、ちょっとこの辺はおかしいのではないかということは当然チェックをされて、これについてはこういうふうにしたから、もう少しここについて詳しく書けとか、そんなことが審査会での対応が出ておりますから、私はその最初のところでの一応のチェックはそこで受けていると思えました。

今日私もここで気になるのは、やはりマイナスイオン何とかというのは、たしかに景表法には私なんかも引っかかるなと思ったので、それに対してはちゃんと審査会のところでふるいがかかっているんだというふうには私は認識しましたので、とりあえずは最初に申し上げましたとおりで進んでいるというふうには私は思うんです。ただ、このままでいるかどうかというのは、またそれは別の議論だというふうには私は考えております。

座長(野見山委員): 残された時間がわずかになってきましたが、もう一点、確認というか議論した方がいいかなと思うのが5ページです。4ページの4の「登録制度の支援を強化」といった部分で、この制度は始まってからこの委員会で議論していたことです。この東京都の食の安心登録制度というのが、単に監視のためだけの制度ではなくて、その商品を選び買う消費者がその情報を積極的に公開し発信する生産者、また流通業者、また今回は外食産業、外食企業ということになってきますが、その人たちを応援する、支援するという、そういった仕組みもこの制度の中に入れてほしいということを委員会ではずっと議論してきましたし、私も積極的に発言しました。

その中で、この食品表示制度と対になった形で上の部分の「消費者と生産者との顔の見える関係づくり」ということで、ここが入ってきたのが一つ新しい部分だろうというふうに思います。この件に関して残された時間、ちょっとご意見があれば出していただけますでしょうか。はい、吉森さん。

吉森委員: 今日のお話でずいぶん分かったことは、安全は牛肉なんかでも時々問い合わせがあるんですけども、国が国産の肉を保証しているというので安全ですよという話をしたりして、さらにどこで生まれてどのように育ったかは分かりますよ、教えてあげられますよというふうに言っております。同じことだなというふうに安全・安心の論議のここ

るで思いました。

ここでこのマークがついているということで受け止められることというのは、このマークがついている商品とかお店とか、そういうところであれば嘘はつかないんだなということと、多分いろんな食品偽装のところから出てきた取組みだったと思います。嘘をつきませんということと、頑張ってますよと。頑張ってる記録とかしていますよというふうなことだと思いますね。それで、このマークを見てそういうふうに理解できないといけないんですけれども、できますとそうしますと安心して買えるんだなということが分かる。そうすると頑張って嘘をつかない事業者であれば応援しようかなと、つながっていこうかなというふうな気持ちになれる。私、この三つ目の「意識改革」というところがすごく大事だと思うんですけれども、そこまでいくと本当にお金だけの問題ではなくて、お互いにとってメリットのある仕組みというところになってくるんだろうというふうに思います。

座長（野見山委員）：ありがとうございました。他にございませんか？はい、加藤さん。

加藤（篤）委員：都内の生産者として、消費者と交流とかさまざまな形でいろいろやっております。こういうことを目標にしてやっていただければ非常にありがたいということで、先ほど吉森さんも言われましたけれども、青果物の生産に関してはポジティブリスト制度とかありますので、そもそも安心なので、それをしっかりやれば記帳するということはそれだけかなり安心だということで、これ以上例えば検査方法とかいろいろありますけれども、青果物なのでどうするのかというのがあったんですよ。加工物ならできるところけれども、生産しているものから出荷される一番おいしい時期だということところを検査して、安全というのを証明しない限り出荷できないというのだったらもう本末転倒なので、消費者にとって一番いい方法、生産者にとって一番いい方法、特に人間関係がしっかりできて「俺の作った野菜だよ」というので、「あんたの作ったのは食べたいわ」という、何かそういう関係がどんどん広がって都内に行くような仕組みにしていっていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

座長（野見山委員）：ありがとうございました。はい、池山さん。

池山委員：5ページの「特売所設置や産直制度の導入」というのは、具体的にどうい

ことでしょうか。例えば従来もあるんだけど、何かこのパッケンマークだけのものということですか？そんな安易なものではなく……。これはどういうふうにイメージしているのか、よく分からないんですけども。

事務局：これは従来からやっておりますけれども地産地消とか、そういうふうに言われるようなものです。

池山委員：別にこれでというわけではないんですか？

事務局（鈴木）：そうですね。全体的な取組みということで。

池山委員：「刷新のための取組み」とあるから、特に新しいことをするのかなど。従来、要するにあることをもっと深めて、消費者と生産者の顔が見える関係づくりをしよう。たまたまそういうところにパッケンマークの野菜もあるかもしれない。その程度ですね？

事務局（鈴木）：ええ。もう「あるかも」じゃなくて、そこを中心にやっていきたいというふうには考えています。それでついでで申し訳ないですけども、先ほど言われましたようにこの登録制度というのは、あくまで基本的なベースとして考えればいいのかと思ひまして、その上にいろんな例えば安全の要素とか、その他の要素を盛り込めれば、それぞれの盛り込む方が盛り込んでいくことができますし、私どもの方は、それはちょっとこの登録制度から外れるかもしれませんが、東京の少なくともその第一次産業については、東京もそうした取り組みをしていかなきゃいけないだろうと。そうしないと、他県はブランドとしてどんどんそういうことを深めていっているわけですから。東京の登録制度の場合はそうではなくて、その都民のベースという一番基本の部分でこれを作っているわけですから、その他県の取組みに匹敵するようなものとして、この制度とは比較できないのではないかと。ですから、それに対するものについては別途作っていく必要があるだろうという考えで、ここにGAPとか窓口の一元化とか、ポジティブリスト充実の話も出ましたが、そういうものも含めて考えていきたいという意味で作っております。

座長（野見山委員）：秋岡さん。

秋岡委員：安全とか安心のその言葉の定義とかいろいろあると思うんですけど、ちょっとおっしゃってる方によって違うところがあるような気もするんですけども、それを置いておくとすると、この制度というのは車の両輪があると片方は生産とか流通の人は情報を開示していますというのがあって、もう片方の輪っかで消費者が開示された情報を十分に理解をして自分で安心かと。人によって安心の基準って違うと思うので確認できる、消費者がそれだけの開示情報についての理解をしているし、勉強もしているというのがあって成り立つ制度だと思うのですけれども。この開示された内容について多分殆んどの方と
いうか、少なくとも私の友達の殆んどの方は農薬の名前を言われても全然分からないし、それは何かどこかで東京都がこの開示情報に出ているその情報の、この農薬はこうとか配ってくれているとか、生活文化局に消費者教育というのがあるんですけども、こっち側の消費者の方に対する取組みというのは、どういうふうになっているんですか？

例えばお薬なんかでも今すごく成分表示していますけれども、多分殆んどの方はもらったものをインターネットで引くか、ウエムラ先生のあの『読む薬』を見て決めているという感じで、解説書がないと情報だけ言われてもよく分からないんですけども、その辺はどういうふうになっていらっしゃるんですか。

座長（野見山先生）：では事務局、お願いします。

事務局（鈴木）：今、そういう面では進んでないかと思えます。

秋岡委員：例えば東京都のホームページのどこどこかにアクセスすると解説書が出ているとか、そういうことはありますか？

事務局（鈴木）：農薬自体のということですか？

秋岡委員：何でもいいんですけども、収穫時期がいつかというのはものを見たら、大体しなびていたら古いかなど分かるんですけども、一番困るのはやっぱり薬品名とかその日常生活にないものが、コミュニケーションというのは言うだけではなくて、相手に理解されないというのはコミュニケーションにならないというのは、例えば知らない言葉で喋られるのって外国語で喋られているのと同じなので、一生懸命言ってくれても何も分か

らない。でも、消費者が分かるようにしてあげるための何かがあるんですかねという。何でもいいんですけど。

事務局(鈴木)：ないと思います。それで、薬品についてのネット上のリンクとかはありますけれども、多分、今先生がおっしゃられたような意味での翻訳作業みたいな格好ではないと。

秋岡委員：何か一覧表があれば便利かなと。何か分からないんだけど。

事務局(鈴木)：そういうものはあるのですけれども、多分イメージされているような形ではないと。

秋岡委員：こんなになっちゃうんでしょうかね。

事務局(鈴木)：そうなのです。そういうことですよね。

秋岡委員：でもそうすると、言われても分からないんだけど。私とかはどうしたらいいでしょうね。

伊藤委員：今の農薬のことなんですけれど、東京都のホームページの中の病虫害防除所のところには登録農薬の説明が載っていますね。

事務局(大川)：さらに補足させていただきます。今、伊藤さんがおっしゃっていただいたように、東京都の病虫害防除所というところは生産者向けに、こういう農薬があつてこういうふうにするのですよ、安全に使えるとやっているんです。そういう情報を出しているのですね。多分おそらく今度、消費者の方はそういう情報じゃなくて、例えば米に与える影響みたいなところがもうちょっと詳しいとか、あるいはその農産物には実はどんなふうに残留しているのだろうとかという話を知りたかったりするのだと思うんです。すると今度それが福祉保健局というところのホームページに行くと、残留の検査の結果がこうやって出ていて、これは安全ですよとか、あるいは輸入農産物の結果が出ていたりとか、

やっぱりその求めるものも一括してぱっと得るという形にはなかなかない。いろんなところにいろんな形で、それぞれの立場から見たその情報という切り口で載っているというところがあって、そういう面ではおっしゃるとおり、分かりにくい見せ方かなと。農薬のこと一つ取っても、そういうことはあるのかなと。それぞれの立場の方がぱっと見るには、薬の使い方みたいなことでは便利に使えたりもするのかもしれませんが、一方の側面から見るとそれだけでは分からないなというふうな。それは反省ですけども、それは都だけではなくて、国なんかもそのやり方でせざるを得ないようなところもあると思いますけれども、見せ方としてはちょっと分かりにくいという。ただそれは、全部出すとこんがらがっちゃうというところもあると。

座長（野見山委員）：大西さん。

大西委員：今、農薬の話が出てきましたけれど、消費者は農薬の名前、それが安心かどうかなんて分かりませんよ。絶対無理ですよ。

秋岡委員：とりあえず安全が担保されているわけですよ。

大西委員：というのは、伊藤さんにお伺いすれば一番分かるだろうと思うのですが。作物によって使っていい農薬、使っていけない農薬があるんですよね。果物に使っていいけど野菜に使ってダメというのがあるんですよね。一番問題なのはドリフトなんていうのが問題あるんですけども、そういうのはやはり消費者が見たって分かりません、それでいいのかどうか。いくら見たって、その細かいところまで調べていかないと。それよりはそういう専門家がこの生産情報を公表するんですから、専門家がこの情報は正しいですよ。正しいというか、この情報の食品であれば安心ですよということを専門家がちゃんと証明してくれればいいわけなので、ですから先ほどびっくりしたのは審査の時に安全性をきちんと担保しているんだらうなと思ったら、全然それはやっていないということなのでびっくりしちゃったんですけども、情報提供登録制度のこの中で審査の時にそれを専門家がちゃんと審査をして、この農薬をこの食品にこれだけ使えば大丈夫ですよという審査をする。そしてさらにそれを定期的に検証するというのをやっていかないと、消費者の側からすると、そういう制度がきちんとあるのがこのパッケンマークですよということが分かれば、消費者はパッケンマークだけで買えるわけですよ。その制度があって、ちゃんと

専門家が審査をして検証しているんですよという制度があるから、これが生きてくるんだろうと思うんですけど、さっきみたいに記録だけが残っているんじゃ、全然安心に繋がらないんじゃないかと。

秋岡委員：それを言ってしまうと、生産者の人と流通の人が日本の法律を遵守しているという前提に立てば、流通している食品は全て安全は担保されているということですよ。その上にこれをつけて情報が見られます、でも見た情報は分かりませんよ、見たって、というんだったらどうしたらいいんですかね。だって、法令遵守している業者を保証していると言うと変ですけど、でも全ての人は法律は守っているという前提で社会は動いているわけですから。

座長（野見山委員）：はい、泉さん、ちょっと手短にお願いいたします。

泉委員：この制度、一番最初に作る時の議論で、登録するハードルを低くして、したい人はどんどんさせるけれども、守らなかったら厳しく罰則を与えて排除しようという議論は多分何回もやったんですね。そこら辺の話は今、完全に欠落しちゃっているので、ともかくこの日本の安心・安全に関わる全ての問題は高いハードルで、越せないハードルで作っておいて、行政裁量権。低くして、この低いハードルすら越さない人はきちっと罰則を与えるやり方をするのが一番早道だと僕は思っているんです。特に農薬問題はよほど真剣にやらないと、東京都、マイナー作物にする制度、何もありませんね。今度急に該当しないものは全部一律、この規格を超えればアウトというふうになっちゃったわけで、見えないところでずいぶんいろんなものが出ています、輸入品なんかについては。ですから、この制度も含めて全部そうなんだけど、ハードルを高くして越せない人を救うことを考えるよりも、低くしてみんな越せるようにして越せないやつは排除するというふうにしなないと、真面目にやっている人が報われないです。僕らは一番はそういうふうを考えています。

座長（野見山委員）：本当は事務局の方からきちんとして説明いただいた方がいいと思うんですけども、この規定集の12ページ、13ページにあるんですけど、「登録事業者の責務」というのがありまして、「登録事業者が食品衛生法や農薬取締法など、関係法令等を重視し、且つ東京都の食品安全政策に協力し、食品の安全の生産、流通販売に積極的に取り組むこと」

とあります。ですから、まず事業者としてはそんなものはきちんと守っていますよということが前提ですし、先ほど大西さんがちょっと心配された部分が 13 ページの両かっこ 7 の「ア」というところと「イ」というところですが、特に実地調査というのを一応やると。

「登録事業者の施設に出向き、登録申請書に記載された記録、提供及び表示の確認を行う」という、そうしたらそのチェックシステムが、一応このシステムの中には入っております。

それでちょっと 12 時過ぎちゃいましたが、先ほど、吉森さん、秋岡さんからおっしゃった、いわばその消費者教育、食育という部分も一応この制度の中に組み込んでいきたいというお話が前回あったと思います。ですからこの総合的推進の中の「顔の見える関係づくり」顔が見えてコミュニケーションができる関係づくりと言った方がいいと思うんですけど、その中で食育とか消費者教育、またはその食農教育みたいなものを含ませながら、制度を総合的に支援する、応援していくという、そういったものになっていけばいいんじゃないかなというふうに個人的に思います。

最後にもうひとつぐらいご意見があればお受けいたしますが、吉森さん。

吉森委員：私たちのところでは、作る人もそれから売る人も、食べる人も同じ立場というふうに思っております。この登録制度もそういうふうな意味で、作る人にとっても安全は必要ですし、食べる人にとっても安全は必要で、片方だけだと決していないので、そのような意味でみんなが同じ立場でこの制度を努力して、安心・安全な社会に、安全はそのところで私はちょっと別かなというふうに思っていますけれども、安心して暮らせる東京都ということでやっていけるといいんじゃないかなというふうに、今ちょっと思っております。勉強不足で申し訳ないんですけれども、よろしく願いいたします。

座長(野見山委員)：ありがとうございました。事務局が提案したこの資料 3 に基づいて、長時間ご論議いただきました。ウサギと亀の童話じゃありませんけれど、先に走っていた、進んでいたこういった制度を着実に歩んでいたところが追い越すという部分もあろうかと思えますし、それをいっぺんに飛び越すような仕組みもあちこちで出てきております。ぜひこの東京都が先進的に作られた食の安心登録制度というのが、東京都の消費者またその生産者のためになるのであれば、さらにリニューアルして仕組みを強化しなければならないと思えますし、もうそれが社会的な役目を終えたというならば、この制度がなくなってもそれは社会的には満足できるという状況なんだろうと思えます。ただ、私が見るにはま

だそういう状況にはなっていないのではないかと思います。

今日はこの制度を作った時の原点に戻るような議論も多かったと思いますが、こういうリニューアルというのはなかなか作るよりも難しいと言われておりますし、もう少しちょっと集中的に事務局とまた委員の人と皆さんで議論しながら、来年度には新しい制度がスタートできるような、そういったスケジュールでいきたいと思います。委員各位の皆さんにおかれましてはまたご協力をお願いしたいと思います。

では、事務局の方にマイクをお返しします。

事務局(大川): 予定時間をオーバーしての議論、本当にありがとうございました。ちょっと付け加えさせていただきますと、すみません、法的に間違っただのものを審査しているということはございませんので。通しているということはございませんので、変な使い方の農薬の話が出てくれば、それは当然のことながらチェックしてこれは駄目だと言っておりますので、私の方の説明が足りなかったもので申し訳ございません。そういう意味では審査の基準等は制度の発足以来変えているところはございませんけれども、逆に言うと世の中の意識が進んできていたりということもあって、やはりこの制度ではというものもあるのかなというふうに思っています。我々、この制度に乗ってくれる人を増やしたい、増やしたいということですがメリットは何かというようなこともあるし、逆に増えないことで知られていないからメリットが見えないということもあるんですけども、でも先生方からいろいろおっしゃっていただいたように、なぜなのかという辺りの分析とか、あるいは増やす、増やすといっても何を武器にするのかとか、本当にそういったところもありますし、最終的にはやはり消費者と事業者の双方の理解ということにあるのかなというところもありますし、これからの方向がさらに皆さんのご意見を伺いながら決めていかないといけないということで、面倒な議論という大変忙しいところも出てくるかと思っておりますけれども、またあらためて次回に今日のご意見を踏まえてこちらの方の考え方をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次回の協議会につきましては、またあらためて早めにご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。これで閉会とさせていただきますので、どうもありがとうございました。

(終了 / 2時間 10分)